

仕 様 書

1 業 務 名

令和 7 年度 第 27 号 「後期高齢者医療制度のしおり」及び「後期高齢者医療制度のご案内」の作成業務

2 業務内容

後期高齢者医療制度の説明資料「後期高齢者医療制度のしおり」及び「後期高齢者医療制度のご案内」の原稿を作成する。また、委託数量分を印刷、梱包し、静岡県内市町等へ発送する。

3 数 量

- ① 「後期高齢者医療制度のしおり」 6,410 部
- ② 「後期高齢者医療制度のご案内」 28,420 部
- ③ ①及び②のデジタルデータ（PDF 形式）を納めた CD-ROM 1 枚

4 規 格

①「後期高齢者医療制度のしおり」

- (1) 大きさ A 4 判 縦 16 ページ以内（表裏表紙を含む。）
- (2) 紙 質 上質紙 四六判／90 k g
- (3) 色 数 カラー印刷
- (4) 製 本 中とじ
- (5) レイアウト等 資料「掲載内容」及び前回製作物（令和 7 年 4 月）を基に、レイアウト、デザインを行うこと
※前回作成時の PDF データ等を提供
- (6) イラスト 前回製作物を参考に作成すること

②「後期高齢者医療制度のご案内」

- (1) 大きさ 198×102mm 32 ページ以内（表裏表紙を含む。）
- (2) 紙 質 上質紙 紙厚 38 k g
- (3) 色 数 カラー印刷
- (4) 製 本 中とじ
- (5) レイアウト等 資料「掲載内容」及び前回製作物（令和 7 年 8 月）を基に、レイアウト、デザインを行うこと
※前回作成時の PDF データを提供
- (6) イラスト 前回製作物を参考に作成すること

5 委託期間

契約日から令和 8 年 3 月 13 日（金）まで

6 校 正

文字及びレイアウト校正 4 回以内
色校正 3 回以内

7 発送先及び発送枚数等

別紙「納入先一覧及び数量」のとおり
発送元は、静岡県後期高齢者医療広域連合事務局とすること。

8 納入期限

令和 8 年 3 月 6 日（金）
ただし、平日の 8 時 30 分から 17 時までの間に納入すること。
また、①「後期高齢者医療制度のしおり」及び②「後期高齢者医療制度のご案内」は同時に納入すること。

9 検 査

発注者は、この業務の執行について随時報告を求め、又は作業場所に立ち入って、その状況を検査することができる。

10 そ の 他

- （１）掲載内容については、契約締結後、国による制度変更や業務の詳細協議において変更を加えることもできることとする。
- （２）前回製作物を修正した原稿に基づき作成すること。
- （３）作成した製作物（作成にあたり生じた編集データを含む）の著作権はすべて発注者に帰属するものとし、発注者はこれを改編して使用することができるものとする。
- （４）作成に当たっては、他の刊行物からの無断転載など著作権の侵害となるような行為をしないこと。転載などを行う場合は、著作権の帰属について確認し、利用許諾等適切な手続きをとること。
- （５）環境に配慮した原材料の使用に努めること。
- （６）見積りに当たっては、イラストなどの作成・掲載に係る経費（筆耕料、著作物利用料など）及び梱包・発送費用などすべての経費を含んだ金額を算定すること。

11 問合せ先

静岡県後期高齢者医療広域連合事務局
総務室 三倉
電話 054-270-5520 FAX 054-272-3312
〒420-0851 静岡市葵区黒金町 59 番地の 7 ニッセイ静岡駅前ビル 3 階

No.	宛先			〒	住所	電話番号	配布部数	
							①しおり	②ご案内
1	静岡市役所	保険年金管理課	後期高齢者医療係	420-8602	静岡市葵区追手町5番1号	054-221-1081	500	3,400
2	葵区役所	保険年金課	後期高齢者医療担当	420-8602	静岡市葵区追手町5番1号	054-221-1070	1,000	500
3	駿河区役所	保険年金課	後期高齢者医療担当	422-8550	静岡市駿河区南八幡町10-40	054-287-8612	500	400
4	清水区役所	保険年金課	後期高齢者医療担当	424-8701	静岡市清水区旭町6-8	054-354-2208	800	400
5	浜松市役所	国保年金課	後期高齢グループ	430-8652	浜松市中央区元城町103番地の2	053-457-2889	100	4,000
6	中央福祉事業所 (中央区役所内)	保険年金課	国民年金・後期高齢グループ	430-8652	浜松市中央区元城町103番地の2	053-457-2053	200	700
7	中央福祉事業所 (東行政センター内)	保険年金課	東保険年金グループ	435-8686	浜松市中央区流通元町20-3	053-424-0183	100	300
8	中央福祉事業所 (西行政センター内)	保険年金課	西保険年金グループ	431-0193	浜松市中央区雄踏1丁目31-1	053-597-1166	100	300
9	中央福祉事業所 (南行政センター内)	保険年金課	南保険年金グループ	430-0898	浜松市中央区江之島町600-1	053-425-1582	50	400
10	浜名福祉事業所 (浜名区役所内)	長寿保険課	保険年金グループ	434-8550	浜松市浜名区貴布祢3000	053-585-1125	100	300
11	浜名福祉事業所 (北行政センター内)	長寿保険課	北保険年金グループ	431-1395	浜松市浜名区細江町気賀305	053-523-2864	150	300
12	天竜福祉事業所 (天竜区役所内)	長寿保険課	保険年金グループ	431-3392	浜松市天竜区二俣町二俣481	053-922-0021	250	200
13	沼津市役所	国民健康保険課	高齢者医療係	410-0022	沼津市御幸町16番地の1	055-934-4728	200	1,100
14	熱海市役所	市民生活課	保険年金室	413-8550	熱海市中央町1番1号	0557-86-6257	50	600
15	三島市役所	保険年金課	高齢者医療係	411-8666	三島市北田町4番47号	055-983-2710	100	950
16	富士宮市役所	保険年金課	後期高齢者保険係	418-8601	富士宮市弓沢町150番地	0544-22-1482	200	1,000
17	伊東市役所	保険年金課	後期高齢者医療係	414-8555	伊東市大原二丁目1番1号	0557-32-1624	50	1,000
18	島田市役所	国保年金課	国保年金係	427-8501	島田市中央町1番の1	0547-36-7191	50	600
19	富士市役所	国保年金課	高齢者医療担当	417-8601	富士市永田町一丁目100番地	0545-55-2754	100	1,100
20	磐田市役所	国保年金課	賦課グループ	438-8650	磐田市国府台3番地1	0538-37-4863	50	1,400
21	焼津市役所	国保年金課	後期高齢者担当	425-8502	焼津市本町二丁目16番32号	054-626-2164	0	1,000
22	掛川市役所	国保年金課	後期高齢者医療係	436-8650	掛川市長谷一丁目1番地の1	0537-21-1143	300	1,200
23	藤枝市役所	国保年金課	後期高齢者医療係	426-8722	藤枝市岡出山一丁目11番1号	054-643-3307	100	1,000
24	御殿場市役所	国保年金課	後期高齢者医療スタッフ	412-8601	御殿場市萩原483番地	0550-82-4188	200	500
25	袋井市役所	保険課	保険給付係	437-8790	袋井市新屋一丁目1番地の1	0538-44-3191	0	500
26	下田市役所	市民保健課	国保年金係	415-8501	下田市東本郷一丁目5番18号	0558-22-3922	50	300
27	裾野市役所	国保年金課	年金後期高齢者医療係	410-1192	裾野市佐野1059番地	055-995-1813	10	350
28	湖西市役所	保険年金課	後期高齢者医療係	431-0492	湖西市吉美3268番地	053-576-4530	50	550
29	伊豆市役所	市民課	保険年金・相談スタッフ	410-2413	伊豆市小立野38番地の2	0558-72-9856	50	350
30	御前崎市役所	市民課	国保年金係	437-1692	御前崎市池新田5585番地	0537-85-1171	10	200
31	菊川市役所	市民課	国保年金係	439-8650	菊川市堀之内61番地	0537-35-0915	200	400
32	伊豆の国市役所	国保年金課	高齢者医療係	410-2292	伊豆の国市長岡340番地の1	055-948-2905	10	300
33	牧之原市役所	国保年金課	後期高齢者医療係	421-0495	牧之原市静波447番地1	0548-23-0023	30	400
34	東伊豆町役場	健康づくり課	国民保険係	413-0411	賀茂郡東伊豆町稲取3354番地	0557-95-6304	30	140
35	河津町役場	健康増進課	保険年金係	413-0504	賀茂郡河津町田中212番地の2	0558-34-1937	100	80
36	南伊豆町役場	健康増進課	国民健康保険係	415-0392	賀茂郡南伊豆町下賀茂315番地の1	0558-62-6255	20	90
37	松崎町役場	健康福祉課	保険年金係	410-3696	賀茂郡松崎町宮内301番地の1	0558-42-3966	30	70
38	西伊豆町役場	健康福祉課	医療保険係	410-3514	賀茂郡西伊豆町仁科393番地(福祉センター2階)	0558-52-1116	100	150
39	函南町役場	住民課	国保年金係	419-0192	田方郡函南町平井717番地の13	055-979-8111	50	350
40	清水町役場	住民課	国民健康保険係	411-8650	駿東郡清水町堂庭210番地の2	055-981-8209	10	260
41	長泉町役場	福祉保険課	保険年金チーム	411-8668	駿東郡長泉町中土狩828番地	055-989-5513	30	350
42	小山町役場	住民課	国保年金班	410-1395	駿東郡小山町藤曲57番地の2	0550-76-6100	10	220
43	吉田町役場	町民課	国保部門	421-0395	榛原郡吉田町住吉87番地	0548-33-2103	30	200
44	川根本町役場	税務住民課	戸籍住民室	428-0313	榛原郡川根本町上長尾627番地	0547-56-2222	30	50
45	森町役場	住民生活課	国保年金係	437-0293	周智郡森町森2101番地の1	0538-85-6313	50	150
46	静岡県	国民健康保険課		420-8601	静岡市葵区追手町9-6	054-221-2331	20	20
47	静岡県後期高齢者医療広域連合	総務室		420-0851	静岡市葵区黒金町59番の7 ニッセイ静岡駅前ビル3階	054-270-5520	240	290
合計							6,410	28,420

①「後期高齢者医療制度のしおり」

<掲載内容>

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく後期高齢者医療制度について、次の項目について内容をわかりやすく説明すること。

(1)後期高齢者医療制度のしくみ

(2)後期高齢者医療制度の財源

(3)後期高齢医療制度では（医療制度の運営、対象となる人、医療機関で提示するもの、保険料、医療費の負担）

(4)お医者さんにかかるとき

- ・所得の区分と自己負担割合
- ・入院時の食事代等
- ・交通事故など第三者の行為によってけがをしたとき
- ・あとから医療費の払戻しが受けられる場合
- ・医療費が高額になったとき、
- ・75歳到達月の自己負担限度額の特例について
- ・高額医療費の計算例
- ・高額医療・高額介護合算制度
- ・そのほかに費用の支給が受けられる場合
- ・健康診査・歯科健診について

(5)保険料

- ・保険料の決め方
- ・保険料の納め方
- ・保険料の軽減措置
- ・保険料の減免制度
- ・保険料を滞納すると
- ・保険料のめやす

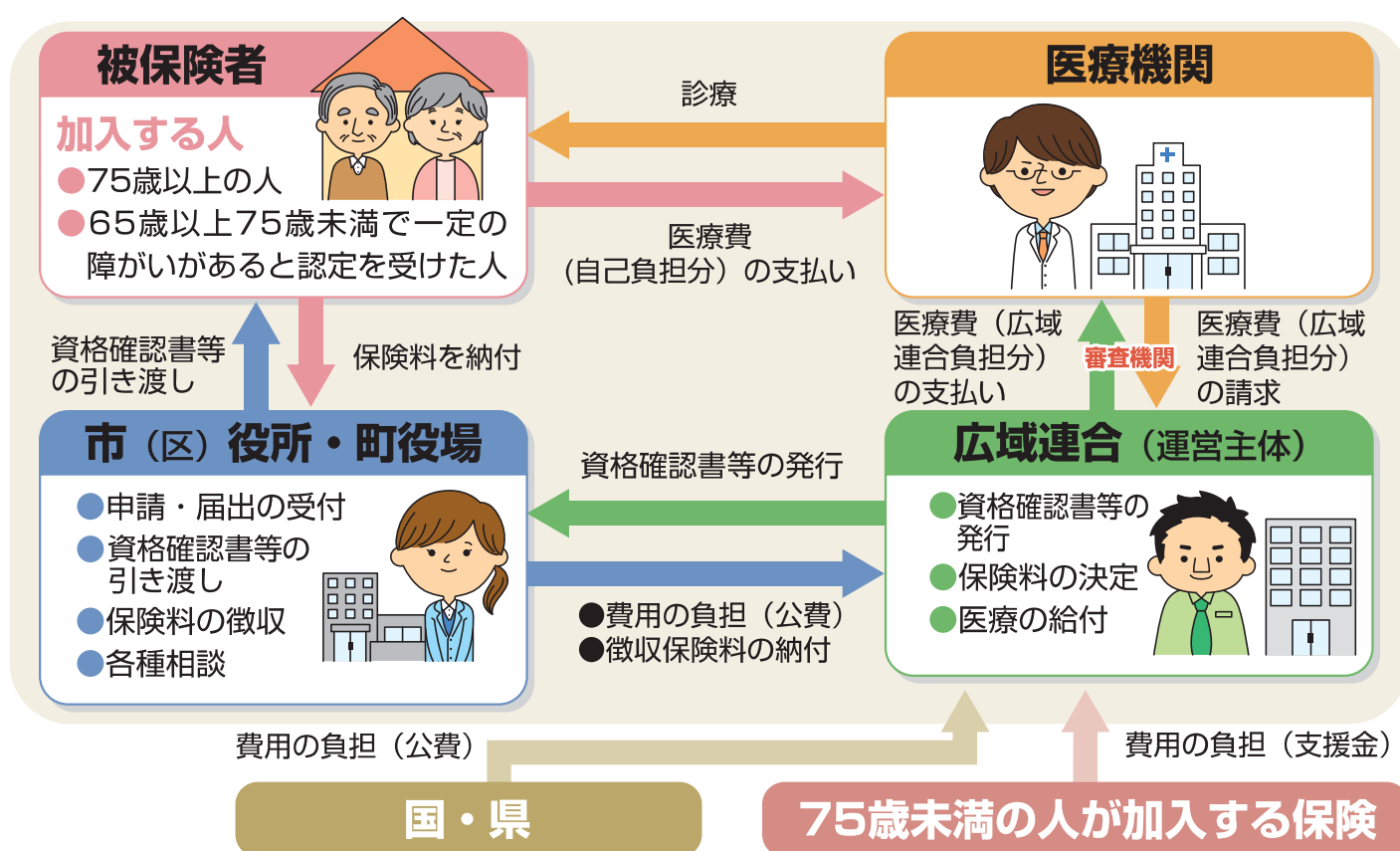
(6)こんなときは必ず届け出を（転出入、住所変更、生活保護受給等）

(7)資格確認書等取り扱いの注意事項

後期高齢者医療制度 のしおり

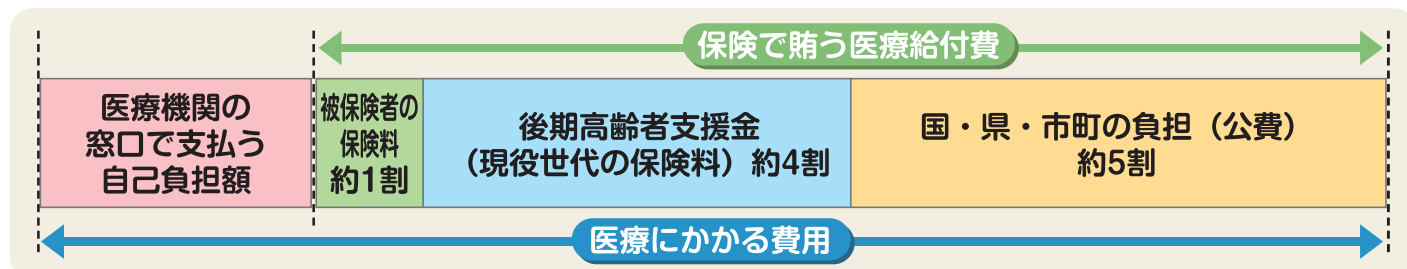
後期高齢者医療制度は県内に住む75歳以上の人と、一定の障がいがあると認定を受けた65歳以上の人が入る医療制度です。県内すべての市町が入る広域連合が主体となり、市町と協力しながら制度の運営を行います。

後期高齢者医療制度のしくみ



後期高齢者医療制度の財源

医療にかかる費用のうち、医療機関の窓口で支払う自己負担額を除き、公費(国・県・市町)が約5割、現役世代(75歳未満の人)が約4割を負担し、残り約1割を被保険者が保険料として負担します。



静岡県後期高齢者医療広域連合

このしおりの内容は令和7年4月現在で作成しております。今後、内容が変更になる場合があります。
令和8年

後期高齢者医療制度では

	内 容	ポイント
医療制度の運営	● 県内の全市町が加入する後期高齢者医療広域連合が行います。	広域連合は保険料の決定、医療の給付を行います。 お住まいの市(区)役所・町役場は各種申請などの受付、資格確認書等の引き渡し、保険料の徴収、各種相談などを行います。
対象となる人	● 75歳以上の人 ● 一定の障がいがあると認定を受けた65歳以上75歳未満の人	75歳の誕生日当日から後期高齢者医療制度の対象となります。 後期高齢者医療制度に加入したときは、申請をして広域連合から認定を受ける必要があります。 認定の日から後期高齢者医療制度の対象になります。 この申請は申請日以降いつでも撤回することができます。
医療機関で提示するもの (次のいずれか)	● 後期高齢者医療被保険者証(保険証) ● マイナンバーカード(マイナ保険証) ● 資格確認書 ※厚生労働大臣の指定する特定疾病に関する診療を受けるためには「特定疾病療養受療証」または特定疾病区分が併記された資格確認書が必要です。 ※低所得者Ⅱに該当する期間に長期(過去12か月で90日を超える)入院をした人が、食事代の減額を受けるにはお手続きが必要です。 ※保険証または資格確認書を提示する場合、入院食事代の減額や高額療養費の現物給付を受けるためにはお手続きが必要です。 (期間が延長される可能性があります) フォント大・太文字	保険証は令和6年12月2日に廃止となりました。今後は、保険証利用登録をしたマイナンバーカード(マイナ保険証)をお持ちの人は「資格情報のお知らせ」、お持ちでない人は「資格確認書」が交付されます。既に有効な保険証をお持ちの人は、引き続き有効期限までご利用いただけます。 これから75歳の誕生日になる人には、75歳の誕生日までに、市(区)役所・町役場から「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」が届きます。 既に75歳以上の人には、毎年7月に市(区)役所・町役場から新しい「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」が届きます。また転居等により記載内容に変更があった人も新しく交付されます。 ※令和7年7月31日まではマイナ保険証の保有状況に関わらず「資格確認書」が交付されます。
保険料	● 加入する人全員が保険料を納めます。 ● 年金からの差し引き(特別徴収)や、市(区)役所・町役場から送られる納付書で納めてください。 ※手続きすることにより口座振替で納めることもできます。	75歳になるまでは保険料の負担のなかった、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった人も新たに保険料を負担することになります。
医療費の自己負担	● 医療費の「1割分」(一般Ⅱは「2割分」、現役並みⅢ・Ⅱ・Ⅰは「3割分」)を自己負担分として医療機関の窓口でお支払いください。	窓口負担割合が2割となる人には、負担の増加を抑える配慮措置があります。 詳細は3ページをご覧ください。

お医者さんにかかるとき

医療機関の窓口で支払う自己負担額の割合は、所得の区分によって決まります。所得の区分は、毎年8月に更新されます。

マイナ保険証

保険証・資格確認書等には自己負担割合「1割」、「2割」または「3割」が記載されています。お医者さんにかかるときは、忘れずに医療機関の窓口で保険証・資格確認書等を提示してください。

マイナ保険証

所得の区分と自己負担割合

所得の区分	所得の基準	自己負担割合
現役並みⅢ	住民税の課税所得金額が690万円以上(※2)の被保険者とその世帯員	3割
現役並みⅡ	住民税の課税所得金額が380万円以上(※2)の被保険者とその世帯員	
現役並みⅠ	住民税の課税所得金額が145万円以上(※2)の被保険者とその世帯員	
一般Ⅱ	〈世帯内の被保険者が1名の場合〉 住民税課税所得金額が28万円以上(※2)で、「年金収入+その他の合計所得金額(※1)」が200万円以上の被保険者	2割
	〈世帯内の被保険者が2名以上いる場合〉 住民税課税所得金額が28万円以上(※2)で、世帯内の被保険者の「年金収入+その他の合計所得金額(※1)」が320万円以上の被保険者とその世帯員	
一般Ⅰ	他の所得区分に該当しない世帯	1割
低所得者Ⅱ	世帯全員が住民税非課税の被保険者(低所得者Ⅰ以外) 806,700円	
低所得者Ⅰ	世帯全員が住民税非課税で、世帯全員の所得(年金収入は控除額 80万円 、給与収入は給与控除後さらに10万円を控除して計算)が0円となる被保険者	

※1 その他の合計所得金額は、給与所得は給与所得控除後さらに10万円を控除した金額で計算します。

※2 前年(1月～7月は前々年)の12月31日時点で世帯主であって、同じ世帯に下記の人(合計所得金額(給与所得が含まれている場合は、給与所得については10万円を控除した金額(0円を下回る場合には0円とする)によるものとする)が38万円以下である人に限る。)がいる被保険者については、住民税の課税所得金額からそれぞれの金額を控除した金額が対象となります。

- ・0～15歳の人がいる場合・・・0～15歳の人1人につき33万円
- ・16～18歳の人がいる場合・・・16～18歳の人1人につき12万円

例：同じ世帯内に10歳の人1人、15歳の人1人、18歳の人1人いた場合に控除される額 $33万円 \times 2人 + 12万円 \times 1人 = 78万円$

昭和20年1月2日以降に生まれた被保険者が世帯内におり、かつ世帯内の被保険者の旧ただし書所得(総所得金額等から43万円を引いた金額)の合計額が210万円以下となった場合は、「一般Ⅰ」または「一般Ⅱ」となります。

申請により3割負担から変更となる場合があります

現役並み所得者(3割負担)でも、①～③のいずれかにあてはまる人は、市(区)役所・町役場の担当窓口へ申請をして、認められるとその翌月から所得の区分が「一般Ⅰ」または「一般Ⅱ」となり、1割または2割負担となります。

- ① 同じ世帯にほかの後期高齢者医療制度の被保険者がいない人で、その人の収入額が383万円未満の人
- ② 同じ世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が2人以上おり、その人たちの収入合計額が520万円未満の人
- ③ 次のすべてにあてはまる人
 - ① 同じ世帯にほかの後期高齢者医療制度の被保険者がいない
 - ② 被保険者本人の収入額が383万円以上ある
 - ③ 同じ世帯に70歳以上75歳未満の人がいる
 - ④ 被保険者本人の収入と、同じ世帯の70歳以上75歳未満の人の収入の合計が520万円未満

窓口負担割合が2割となる人には負担を抑える配慮措置があります

- 令和4年10月1日の施行後3年間(令和7年9月30日まで)は、2割負担となる人について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。
- 配慮措置の適用で払い戻しとなる人は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例：1か月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担増 ③ (②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し (③-④)	2,000円
実質負担額	8,000円

配慮措置

1か月5,000円の負担増を3,000円に抑制するための差額を払い戻します



入院時の食事代等

入院したときは、次の標準負担額が自己負担となります。

低所得者Ⅱ・Ⅰの人は、オンライン資格確認に対応していない医療機関への入院の際は、「**限度区分が併記された資格確認書**」が必要となりますので、市(区)役所・町役場の担当窓口申請し、医療機関に提示してください。

★限度区分の提示がされていないと、入院時の食事代等が減額されません。

★医療機関がオンライン資格確認に対応しておらず、やむを得ない事情で限度区分の提示ができなかったため通常の費用を支払った場合は、差額の申請をして認められると減額された標準負担額との差額が支給されます。

入院時の食事代の標準負担額

所得の区分		標準負担額
現役並みⅢ・Ⅱ・Ⅰ・一般Ⅱ・Ⅰ		510 480 円
低所得者Ⅱ	90日以内の入院	240 200 円
	90日を超える入院 ※	190 180 円
低所得者Ⅰ		110円

★低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰに該当しない指定難病患者は1食当たり~~200~~円。300

★平成28年4月1日において、既に1年を超えて精神病床に入院している患者(平成28年4月1日以後、合併症等により同日内に他病院への転院・他病床への移動含む)は1食当たり260円。

療養病床に入院したときの食費・居住費の標準負担額

療養病床に入院したときは、食費と居住費の一部が自己負担となります。

所得の区分	医療の必要性の低い人(A)		医療の必要性の高い人(B)		指定難病患者(C)	
	食費(1食)	居住費(1日)	食費(1食)	居住費(1日)	食費(1食)	居住費(1日)
現役並みⅢ・Ⅱ・Ⅰ	生活療養(Ⅰ) 510 480 円	370円	生活療養(Ⅰ) 510 480 円	370円	300 200 円	0円
一般Ⅱ・Ⅰ	生活療養(Ⅱ) 470 450 円		生活療養(Ⅱ) 470 450 円		200 円	
低所得者Ⅱ	240 200 円	370円	240 200 円 (90日超で180円)※	370円	240 200 円 190 (90日超で180円)※	
低所得者Ⅰ	140円	370円	110円	370円	110円	
老齢福祉年金受給者 境界層該当者	110円	0円	110円	0円	110円	

※過去12か月間で、低所得者Ⅱの期間に90日を超える入院をした場合です。長期該当の申請をし、長期該当と認定されなければ~~180~~円には減額されません。長期該当と認定されると、申請月の翌月から適用となります。

交通事故など第三者の行為によってけがをしたとき



●「第三者行為による傷病届」の届け出が必要です

交通事故や他家の飼い犬にかまれたときなど第三者の行為によってけがをし、後期高齢者医療制度で治療を受けるには届出が必要です。

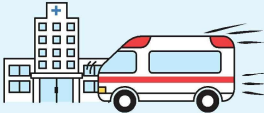
この場合、広域連合で医療費を立て替え、あとで加害者に費用を請求します。

●示談の前に必ず担当窓口にご相談ください

加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりしてしまうと、治療に後期高齢者医療制度が使えなくなることがあります。必ず示談の前にご相談ください。

あとから医療費の払い戻しが受けられる場合

次のような場合、かかった医療費は本人が全額負担しますが、市（区）役所・町役場の担当窓口申請をして認められると、自己負担分以外があとから支給されます。

こんなとき	申請に必要なもの
保険証・資格確認書等を使わずに診療を受けたとき ※急病などやむを得ない事情があったと広域連合が認めた場合に限られます。 	マイナ保険証 ● 保険証・資格確認書等 ● 診療報酬明細書 ● 支払った領収書 ● 預金通帳（本人名義のもの）
海外渡航中に診療を受けたとき ※治療目的の渡航は対象外。ただし、臓器移植の一部を除きます。 	マイナ保険証 ● 保険証・資格確認書等 ● 診療内容明細書※ ● 支払った領収書 ● 預金通帳（本人名義のもの） ● パスポート等、渡航の事実や渡航期間がわかるもの ● 海外の医療機関などに照会することへの同意書 ※翻訳者の住所・氏名を記入した翻訳文が必要です。
コルセットなどの補装具を購入したときや輸血の生血代などを支払ったとき ※医師が必要と認めた場合に限りま。 	マイナ保険証 ● 保険証・資格確認書等 ● 医師の意見書 ● 支払った領収書 ● 預金通帳（本人名義のもの）
医師が必要と認めた、あんま・マッサージ、はり・きゅうなどを受けたとき ※保険医の診療及び同意を得て施術を受けた場合に認められます。 ※介護施設等に入所中の人は、施設の種別により認められない場合がありますので、広域連合にご確認ください。 	マイナ保険証 ● 保険証・資格確認書等 ● 施術の明細書 ● 医師の同意書 ● 支払った領収書 ● 預金通帳（本人名義のもの）
骨折・脱臼などで、柔道整復師（接骨院・整骨院）の施術を受けたとき 	マイナ保険証 ● 保険証・資格確認書等 ● 施術の明細書 ● 支払った領収書 ● 預金通帳（本人名義のもの）

※保険給付を受ける権利は、2年を経過したときに時効によって消滅します。

※認印が必要な場合もありますので、事前に市（区）役所・町役場の担当窓口にご確認ください。

医療費が高額になったとき

同じ月内に医療機関に支払った自己負担額が一定の金額（『自己負担限度額』といいます）を超えた場合は、申請により超えた分を『高額療養費』として支給します。

自己負担限度額は世帯の所得の区分により7種類に分かれており、「外来のみ（個人単位）」は被保険者ごと、「外来+入院（世帯単位※）」は同じ世帯ごとに計算します。

※世帯単位の計算は、同じ世帯の後期高齢者医療の被保険者が対象

所得の区分	自己負担割合	自己負担限度額（月額）	
		外来のみ（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並みⅢ	3割	252,600円+（医療費－842,000円）×1%＜140,100円＞	
現役並みⅡ		167,400円+（医療費－558,000円）×1%＜93,000円＞	
現役並みⅠ		80,100円+（医療費－267,000円）×1%＜44,400円＞	
一般Ⅱ	2割	18,000円または、8,000円+（医療費－80,000円）×10%の低い方を適用（年間上限144,000円） ※医療費が80,000円未満の場合は、80,000円として計算する。 ※令和7年10月1日以降は、18,000円が自己負担限度額となる。	57,600円＜44,400円＞
一般Ⅰ	1割	18,000円（年間上限額144,000円）	57,600円＜44,400円＞
低所得者Ⅱ		8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		8,000円	15,000円

★過去12か月以内に「外来＋入院」の自己負担限度額を超えた分の支給が4回以上あった場合、4回目以降から自己負担限度額が＜＞内の金額となります。

★年間上限額とは、8月1日から翌年7月31日までの1年間の上限額です。

★入院時の食事代や保険の適用にならない差額ベッド料などは、支給の対象外になります。

75歳到達月の自己負担限度額の特例について

75歳の誕生日を迎えた人は、誕生月に限り「誕生日以後の後期高齢者医療制度」と「誕生日前の医療保険」の2つの制度に加入することとなるため、その月のみそれぞれの制度の自己負担限度額が半額になります。

所得の区分	自己負担割合	自己負担限度額（本人のみ・月額）	
		外来のみ	外来+入院
現役並みⅢ	3割	126,300円+（医療費－421,000円）×1%	
現役並みⅡ		83,700円+（医療費－279,000円）×1%	
現役並みⅠ		40,050円+（医療費－133,500円）×1%	
一般Ⅱ	2割	9,000円または、8,000円+（医療費－80,000円）×10%の低い方を適用 ※医療費が80,000円未満の場合は、80,000円として計算する。 ※令和7年10月1日以降は、9,000円が自己負担限度額となる。	28,800円
一般Ⅰ	1割	9,000円	28,800円
低所得者Ⅱ		4,000円	12,300円
低所得者Ⅰ		4,000円	7,500円

★75歳到達月の自己負担限度額の特例は、個人ごとに自己負担限度額を適用し、個人合算で計算を行います。

なお残る額については、通常の世帯合算で計算を行います。

★毎月1日生まれの人、誕生月に加入している制度が後期高齢者医療制度のみとなり、対象外となります。

★障害認定により後期高齢者医療の被保険者になった場合は、75歳到達月の自己負担限度額の特例の対象にはなりません。

高額療養費の計算例

「所得の区分」が一般Ⅰの方で1か月に医療機関の窓口で支払った額※¹が以下のような場合

※¹ 入院時の食費負担や差額ベッド料等（健康保険の対象外で自費払いのもの）は含みません。

A病院（外来）
10,000円

B病院（外来）
11,000円

C病院（入院）
57,600円※²

※² 57,600円を超えた分は、広域連合から直接医療機関に支払います。

1

まず、個人ごとに外来で医療機関の窓口で支払った額を合計します。「外来のみ（個人単位）の自己負担限度額」を超えた金額を計算します。

A病院
10,000円

+

B病院
11,000円

=

外来支払額合計
21,000円

外来支払額合計
21,000円

-

外来のみ（個人単位）自己負担限度額
18,000円

=

超えた金額
3,000円
(外来分で支給される額)

…¹

2

次に世帯全体で、¹の「外来のみ（個人単位）の自己負担限度額」と入院で支払った金額を合計します。「外来+入院の自己負担限度額」を超えた金額を計算します。

外来のみ（個人単位）自己負担限度額
18,000円

+

C病院
57,600円

=

外来と入院の合計
75,600円

外来と入院の合計
75,600円

-

外来+入院の自己負担限度額
57,600円

=

超えた金額
18,000円
(外来+入院分で支給される額)

…²

別紙 1 差替

支給される金額

¹ 3,000円 + ² 18,000円 = 21,000円

★低所得者Ⅱ・Ⅰまたは現役並みⅡ・Ⅰの人が、オンライン資格確認に対応していない医療機関を受診する際に、マイナ保険証をお持ちの人はスマートフォン等で「マイナポータル健康保険証情報」、マイナ保険証をお持ちでない人は「限度区分が併記された資格確認書」を提示することでそれぞれの区分の自己負担限度額が適用され、現物給付を受けられます。交付については、市（区）町の担当窓口申請してください。

★厚生労働大臣の指定する特定疾病に関する診療を受ける際の自己負担限度額は、同一の医療機関で入院・外来ごと1か月1万円です。※「特定疾病療養受療証」等が必要になりますので、市（区）町の担当窓口申請してください。

高額医療・高額介護合算制度

世帯内の後期高齢者医療制度に加入している人が、後期高齢者医療・介護保険の両方の制度で自己負担額があり、1年間の自己負担額の合計（毎年8月～翌年7月末までの年額）が、下記の自己負担限度額より500円を超える場合、申請により高額介護合算療養費が支給されます。

所得の区分	自己負担割合	後期高齢者医療制度+介護保険の自己負担限度額（年額）
現役並みⅢ	3割	212万円
現役並みⅡ		141万円
現役並みⅠ		67万円
一般Ⅱ	2割	56万円
一般Ⅰ	1割	56万円
低所得者Ⅱ		31万円
低所得者Ⅰ		19万円

そのほかに費用の支給が受けられる場合

こんなとき	申請に必要なもの
葬祭費 被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に対し、申請に基づき葬祭費として5万円が支給されます。	● 保険証 資格確認書等 ● 葬祭執行者の預金通帳 ● 葬祭執行者のわかるもの（葬儀一式の領収書、会葬礼状等）
移送費 移動が困難で緊急的に、やむを得ず、医師の指示により転院などの移送に費用がかかり、広域連合が必要と認めた場合は移送費が支給されます。 ※以下のような場合は、移送費の支給が認められません。 ★旅先で入院したが不便なので、家族の希望により近くの病院へ転院したい。 ★症状が安定したので、リハビリのできる病院への転院を医師に勧められた。など	マイナ保険証 ● 保険証 資格確認書等 ● 医師の意見書 ● 領収書 ● 領収明細書 ● 預金通帳（本人名義のもの）
自己負担額の減免 災害等の特別な事情により、一時的に自己負担額の支払いが困難な場合、申請により自己負担額が減免、徴収猶予される場合があります。	※希望される場合は、お住まいの市（区）役所・町役場の担当窓口へご相談ください。

健康診査・歯科健診について

■健康診査（健診）

後期高齢者医療制度の被保険者を対象に、疾病を早期に発見し、必要に応じて治療を受けていただくために各市町が年1回実施しています。実施方法や期間は市町によって異なりますので、詳しくは、お住まいの市（区）役所・町役場の担当窓口におたずねください。

健康診査の基本項目

項 目	内 容	項 目	内 容
1.問診	健康状態、生活習慣、自覚症状等	5.血中脂質検査	中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール
2.理学的検査	身体診察	6.肝機能検査	AST、ALT、γ-GT
3.身体計測	身長、体重、BMI（肥満度）	7.血糖検査	空腹時血糖またはHbA1c、やむを得ない場合は随時血糖
4.血圧測定	収縮期血圧、拡張期血圧	8.尿検査	尿糖、尿蛋白

※腹囲の測定を除き、40歳から74歳までの内臓脂肪症候群対策を目的とする特定健康診査の基本項目と同じです。

なお、お住まいの市町が独自に行う他の検査項目（腎機能検査、貧血検査、心電図検査等）を受診できる場合があります。

自己負担金

健康診査の費用のうち500円は自己負担となります。

ただし、お住まいの市町によっては自己負担金額が異なることがあります。

次の人は、健康診査を受ける必要はありません

1. 病院又は診療所に6か月以上継続して入院している人
2. 障害者支援施設や老人ホーム、介護施設に入所している人
3. お勤め先の事業者健診を受診した（する）人※
4. 刑事施設、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されている人

※労働基準法に基づく事業者健診、その他の法律の規定に基づく健診を受診している人も同様となります。



■歯科健診

歯・歯肉状態や口腔の衛生状態を確認し、口腔機能低下と、肺炎等の疾病を予防する目的として実施しています。

対 象 者 4月1日時点で75歳及び80歳の後期高齢者医療制度の被保険者

実 施 期 間 7月～2月（予定）

自己負担金 無料 ※ただし、歯科健診後、治療を行った場合は別途費用が必要となります。



保険料

別紙2差替

後期高齢者医療制度では、被保険者全員が保険料を納めます。保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

また、保険料率（均等割額と所得割率）は、各都道府県の広域連合ごとに決められます。

保険料の決め方

令和7年度の保険料率など（年額）

年間保険料

=

均等割額
47,000円

+

所得割額
前年の総所得金額等－43万円
(旧ただし書所得)×9.49%



- ※保険料（年額）の100円未満の端数は切捨てになります。
- ※保険料は年度（4月から翌年3月までの12か月）で計算されます。
- ※年度途中で加入された場合は、加入された月の分から計算されます。
- ※年間保険料の上限である賦課限度額は80万円です。

金額、割合等未定
1月上旬頃決定予定

保険料の納め方

保険料の納付方法は、法令により原則として年金（年額18万円以上の人）からの差し引き（特別徴収）となります。

対象の年金額^(注)が年額18万円未満の人や、介護保険料との合算額が年金額^(注)の2分の1を超える人は、納付書または口座振替によりお住まいの市町へ納めます（普通徴収）。

- ※年度途中で75歳になられたときや、他市町村から転入された場合等は、しばらくの間は普通徴収となります。
- ※年度途中で保険料額が変更となった場合や他市町村へ転出された場合等、特別徴収から普通徴収へ変更となる場合があります。

下記のすべてに該当する

- ①年金額^(注)が年額18万円以上
- ②介護保険料との合計が年金額^(注)の2分の1以下

はい

特別徴収

年6回の公的年金支給日に保険料が差し引かれます。

口座振替に変更



いいえ

普通徴収

納付書や口座振替などで市町へ納めます。

※1年間の保険料を、毎年度8月から3月までの8回に分けて納めます。

★国民健康保険などの保険料の口座振替は引き継がれません。（詳しくはお住まいの市（区）町後期高齢者医療担当課へお問い合わせください。）



（注）複数の年金を受給されている人は、優先される年金で判定されます。

保険料の軽減措置

●所得の低い人の軽減措置

■均等割額

世帯の所得にあわせて、次のとおり軽減されます。

なお、均等割額の軽減判定時には保険料がかかる年の1月1日現在で65歳以上の人の公的年金等にかかる所得からは、さらに15万円を控除します。

世帯主及びすべての被保険者の総所得金額等の合計	軽減の割合
(43万円+(給与所得者等の数* - 1) × 10万円)以下のとき	7割
(43万円+(給与所得者等の数* - 1) × 10万円+ 30.5万円 × 世帯の被保険者数)以下のとき	5割
(43万円+(給与所得者等の数* - 1) × 10万円+ 56万円 × 世帯の被保険者数)以下のとき	2割

※給与所得を有する人(給与収入55万円超)または公的年金等に係る所得を有する人(公的年金等の収入金額60万円超(65歳未満)または110万円超(65歳以上))(★)の数

★公的年金等に係る特別控除15万円)後は110万円を125万円となるよう読み替えます。なお、給与に専従者控除のみなし給与や青色事業専従者給与は含まれません。

**赤枠の金額未定
1月上旬頃決定予定**

■所得割額

●被用者保険の被扶養者であった人の軽減措置

被保険者の資格を取得した日の前日において、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者であった人は、所得割額はかからず、資格取得日から2年間は均等割額が5割軽減されます。

保険料の減免制度

災害に見舞われた場合や失業・倒産等により収入が著しく減少した場合など、保険料の納付が困難になったときには、申請により保険料の減免を受けられる場合があります。

- ◆申請期限 普通徴収の人：納期限の7日前まで
特別徴収の人：特別徴収対象年金の支払日の7日前まで
- ◆申請先 お住まいの市(区)役所・町役場の後期高齢者医療担当窓口
- ◆申請書類
 - ・所定の申請書
 - ・申請理由を証明する書類等

保険料を滞納すると

特別の事情がなく保険料の滞納が1年以上続いた場合には、~~保険証または~~資格確認書を返還していただき、「特別療養費」用の資格情報のお知らせまたは資格確認書が交付されます。〔「特別療養費」用の資格情報のお知らせまたは資格確認書の場合、医療費がいったん全額自己負担となります〕

災害・病気など、特別の事情で保険料が納められないときは市(区)役所・町役場の担当窓口へご相談ください。



保険料のめやす

※ここでの『年金収入額』には、遺族年金、障害年金等の住民税の課税対象とならない年金は含まれません。

年金収入のみの人は、1年間の年金額に相当する「年金収入額①」欄の保険料を参考にしてください。
年金以外の収入がある人は、確定申告などの所得の合計額に相当する「所得金額②」欄の保険料を参考にしてください。

※保険料（年額）の100円未満の端数は切捨てになります。

■一人世帯の場合の年金収入（所得）別保険料

年金収入額①(円)	所得金額②(円)	左記金額に対する保険料(円)	備 考
1,100,000	0	14,100	所得割なし、均等割7割軽減
1,380,000	280,000	14,100	
1,530,000	430,000	14,100	
1,680,000	580,000	28,300	均等割7割軽減
1,900,000	800,000	58,600	均等割5割軽減
1,975,000	875,000	65,700	
2,110,000	1,010,000	92,600	均等割2割軽減
2,225,000	1,125,000	103,500	
2,980,000	1,880,000	184,600	軽減なし
3,830,000	2,597,500	252,600	

金額、割合等未定
1月上旬頃決定予定

■夫婦とも被保険者の二人世帯で、配偶者の収入は基礎年金のみの場合の世帯主の年金収入（所得）別保険料

世帯主の		左記金額に対する世帯の保険料(円)			備 考
年金収入額①(円)	所得金額②(円)		世帯主分	配偶者分	
1,100,000	0	28,200	14,100	14,100	所得割なし、均等割7割軽減
1,530,000	430,000	28,200	14,100	14,100	
1,680,000	580,000	42,400	28,300	14,100	均等割7割軽減
1,900,000	800,000	82,100	58,600	23,500	均等割5割軽減
1,928,000	828,000	84,700	61,200	23,500	
2,110,000	1,010,000	102,000	78,500	23,500	
2,270,000	1,170,000	117,200	93,700	23,500	均等割2割軽減
2,770,000	1,670,000	192,800	155,200	37,600	
2,980,000	1,880,000	231,600	184,600	47,000	軽減なし
4,420,000	3,072,000	344,700	297,700	47,000	

※詳しくは、お住まいの市（区）役所・町役場の担当窓口にお問い合わせください。

届け出・お問い合わせは、市（区）役所・町役場の後期高齢者医療担当窓口へ

こんなときは必ず届け出を

こんなとき	届け出に必要なもの
県外から転入したとき	負担区分証明書等 個人番号（マイナンバー）がわかるもの、本人確認書類
県外へ転出するとき	
静岡県内で住所が変わったとき 住所地特例における施設に変更があったとき	マイナ保険証 保険証 ・資格確認書等 個人番号（マイナンバー）がわかるもの、本人確認書類
生活保護を受けるようになったとき	
死亡したとき [葬祭費については P.7 を参照]	死亡した人の 保険証 ・資格確認書等
一定の障がいがある 65 歳以上 75 歳未満の人が この制度の適用を受けようとするとき	マイナ保険証 これまでお使いの 保険証 ・資格確認書等 国民年金証書、身体障害者手帳等 個人番号（マイナンバー）がわかるもの、本人確認書類

※「~~限度額適用 標準負担額減額認定証~~」「~~限度額適用認定証~~」や「特定疾病療養受療証」が交付されている場合は、「~~保険証~~・資格確認書等」と一緒に提示してください。

※認印が必要な場合もありますので、事前に市（区）役所・町役場の担当窓口にご確認ください。

資格確認書等取り扱いの注意事項

75 歳を迎えた人には、1 人に 1 枚、資格確認書または資格情報のお知らせが交付されます。
また、資格確認書等は毎年 8 月に切替えを行うため、7 月中に新しい資格確認書等をお届けします。

- 1 交付されたら記載内容を確認し、誤りがあつたら市（区）役所・町役場の担当窓口へ届け出てください。
- 2 病院に預けずに、いつも手元に保管しておきましょう。
- 3 診療を受ける際には、資格確認書またはマイナ保険証を医療機関の窓口へ提示してください。
※コピーは使えません。
※資格情報のお知らせだけでは受診できません。~~令和 7 年 7 月 31 日までは従来の保険証でも受診できます。~~
- 4 紛失や破れて使えなくなった場合は、市（区）役所・町役場の担当窓口へ届け出て、再交付を受けてください。
- 5 資格がなくなった場合、資格確認書は直ちに返却してください。資格情報のお知らせは破棄してください。
- 6 保険料の滞納により、特別療養費用の資格確認書等の交付を受けたときは、納付相談や災害・病気等特別な事情の届出などについて、市（区）役所・町役場担当窓口にご相談ください。

発行

静岡県後期高齢者医療広域連合 ☎054-270-5520 (代表)
〒420-0851 静岡市葵区黒金町59番地の7 ニッセイ静岡駅前ビル3階



環境に配慮し、植物油インキを使用しています

しおり 6 ページ

支給される金額

① 3,000 円 + ② 18,000 円 = 21,000 円

★低所得者Ⅱ・Ⅰまたは現役並みⅡ・Ⅰの人が、オンライン資格確認に対応していない医療機関を受診する際に、マイナ保険証をお持ちの人はスマートフォン等で「マイナポータル健康保険証情報」、マイナ保険証をお持ちでない人は「限度区分が併記された資格確認書」を提示することでそれぞれの区分の自己負担限度額が適用されます。市（区）町の担当窓口にご相談ください。

★厚生労働大臣の指定する特定疾病に関する診療を受ける際の自己負担限度額は、同一の医療機関で入院・外来ごと1か月1万円です。※「特定疾病療養受療証」等が必要になりますので、市（区）町の担当窓口申請してください。

しおり 8 ページ

後期高齢者医療制度では、被保険者全員が保険料を納めます。保険料は、医療分と子ども・子育て支援金分（以下「子ども分」）それぞれの、被保険者全員が～（以降変更なし）

保険料の決め方

$$\text{年間保険料} = \begin{array}{c} \text{均等割額} \\ \text{医療分： 円} \\ \text{子ども分： 円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{所得割額} \\ \text{前年の総所得金額等} - 43 \text{ 万円} \\ \text{（旧ただし書所得）} \times \begin{array}{c} \text{医療分： \%} \\ \text{子ども分： \%} \end{array} \end{array}$$

式の下にある※はそのまま（文言の一部修正の可能性あり）

※医療分と子ども分の合計額が年間保険料になります。

金額、割合等未定

1月上旬頃決定予定

令和8年4月分保険料より「子ども・子育て支援金」がはじまります

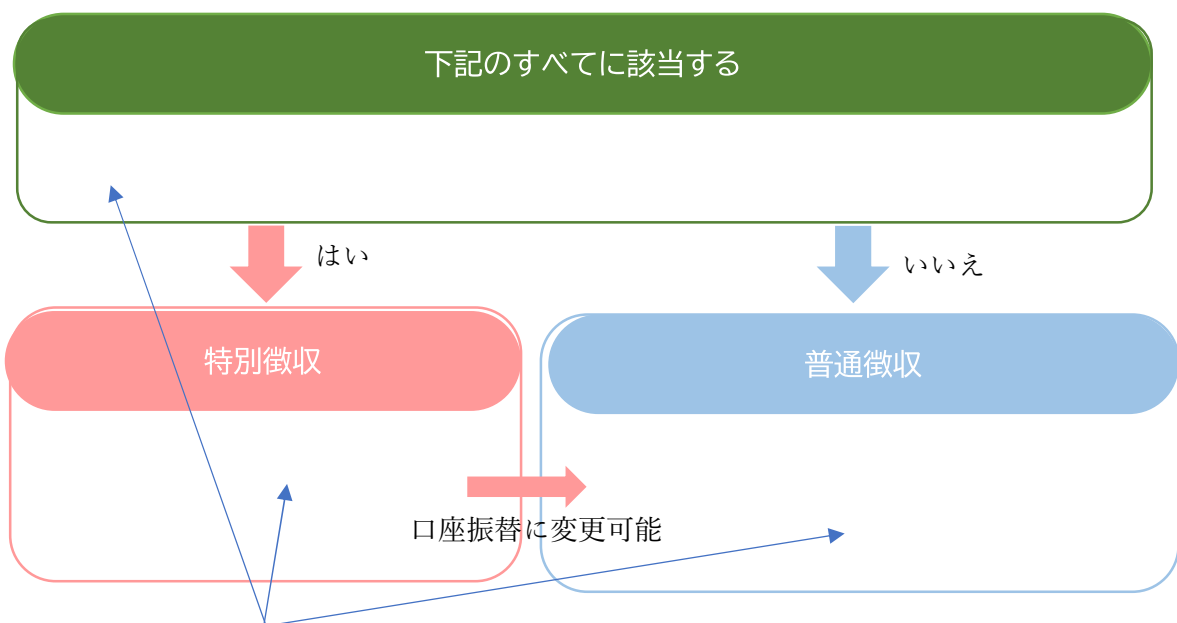
- ・子ども・子育て支援金制度は、子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。
- ・支援金は子育て支援の取組に充てられます。

※制度についての詳細は子ども家庭庁のホームページをご確認ください。

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodateshienkin>

保険料の納め方

（タイトル下の文章は変更なし）



〔 枠の中の文言は変更なし。
おじいさんとおばあさんのイラスト削除 〕

②「後期高齢者医療制度のご案内」

＜掲載内容＞

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく後期高齢者医療制度について、次の項目について内容をわかりやすく説明すること。

なお、令和7年8月時点のレイアウトを基準とした変更点は次ページ以降のとおりとする。

(1) 後期高齢者医療制度について

- ・ 後期高齢者医療制度の対象（被保険者）となる人
- ・ 後期高齢者医療制度の財源
- ・ マイナ保険証・資格確認書について
- ・ 臓器提供意思表示欄について

(2) お医者さんにかかるとき

- ・ 医療費の自己負担額の割合
- ・ 自己負担割合の判定方法
- ・ 入院時の食事代等
- ・ あとから費用が支給される場合
- ・ 高額療養費制度
- ・ その他の給付（葬祭費、移送費、自己負担額の減免）
- ・ 交通事故など第三者の行為によってけがをしたとき

(3) 高額介護合算療養費

(4) 健康診査（健診）について

(5) 歯科健診について

(6) 医療機関の適正受診について

(7) 保険料について

- ・ 保険料の決めかた
- ・ 保険料の納めかた
- ・ 保険料の軽減措置
- ・ 保険料の減免について
- ・ 保険料を滞納したとき

(8) 県内市町後期高齢者医療担当課お問い合わせ一覧

(9) こんなときは必ず届け出を

後期高齢者 医療制度の ご案内



静岡県後期高齢者医療広域連合

この冊子の内容は令和8年4月
~~令和7年8月現在~~で作成しています。
今後、内容が変更になる場合があります。

後期高齢者医療制度のご案内

もくじ

後期高齢者医療制度について	1
後期高齢者医療制度の対象となる人	2
後期高齢者医療制度の財源	3
マイナ保険証・資格確認書について	4
臓器提供意思表示欄について	6
お医者さんにかかるとき	8
医療費の自己負担額の割合	8
窓口負担割合が2割となる人には負担を抑える配慮措置があります	9
自己負担割合の判定の流れ	10
入院時の食事代等	12
あとから費用が支給される場合	13
医療費が高額になったとき	14
はり・きゅう、あんま・マッサージにかかるとき	16
柔道整復にかかるとき	16
適正な施術を受けるためには	17
その他の給付	18
交通事故など第三者の行為によってけがをしたとき	18
高額介護合算療養費	19
健康診査(健診)について	20
歯科健診・医療機関の適正受診について	21
保険料について	22
保険料の決めかた	22
保険料の納めかた	23
保険料の軽減措置	25
保険料の減免について	26
保険料を滞納したとき	27
お問い合わせ一覧	28

後期高齢者医療制度について

1

後期高齢者医療制度について

静岡県内に住む75歳以上の人と、一定の障がいがあると認定された65歳以上75歳未満の人が加入する医療制度です。

広域連合と市(区)町の事務分担

静岡県内すべての市町村が加入する広域連合が主体となり、後期高齢者医療に関する事務を分担して行います。

広域連合

運営主体です。

- 資格確認書等の発行
- 保険料の決定
- 医療を受けたときの給付などの業務を行います。

市(区)町

- 申請や届出の受付
- 資格確認書等の引き渡し
- 保険料の徴収
- 各種相談

などの窓口業務を行います。



後期高齢者医療制度の対象（被保険者）となる人

75 歳以上の人

75 歳の誕生日当日から後期高齢者医療制度の対象となります。

これまで、国民健康保険・会社の健康保険組合などの被保険者、会社の健康保険組合・共済組合・船員保険の被扶養者だった人は、75 歳から後期高齢者医療制度の被保険者となります。

一定の障がいがあると認定を受けた 65 歳以上 75 歳未満の人

申請をして広域連合から認定を受けることが必要です。認定の日から後期高齢者医療制度の対象となります。この申請は、申請日以降いつでも撤回することができます。ただし、日をさかのぼっての撤回はできません。会社の健康保険組合などに戻るためには、まず市（区）町の担当窓口にて認定の撤回を申し出てください。

一定の障がいとは主に次の基準に 該当する状態です。

- 国民年金法等における障害年金 1・2級
- 身体障害者手帳 1・2・3級及び4級の一部
- 精神障害者保健福祉手帳 1・2級
- 療育手帳 A

後期高齢者医療制度の被保険者となった場合、今まで加入していた医療保険は脱退することになります。脱退手続きについては、加入していた医療保険担当部署へご確認ください。

詳しくは市（区）町の担当窓口までお問い合わせください。

住所地特例

静岡県内に居住する被保険者が、県外の病院や介護保険施設などに入院・入所（転出届をされた場合）をした場合は、引き続き静岡県後期高齢者医療広域連合の被保険者となります。

また、県外の病院や介護保険施設に入院・入所をしている静岡県の国民健康保険の被保険者が、75 歳になったときまたは一定の障がいがあると広域連合の認定を受けた場合は、静岡県後期高齢者医療広域連合の被保険者になります。

後期高齢者医療制度の財源

後期高齢者医療制度の医療にかかる費用のうち、医療機関の窓口で支払う自己負担額を除いた分について約 5 割を公費で負担、約 4 割を現役世代（75 歳未満の人）が負担し、残り約 1 割を被保険者が負担します。

医療にかかる費用

＝

自己負担額

＋

被保険者の保険料
約 1 割

後期高齢者支援金
(現役世代の保険料)
約 4 割

公費
約 5 割

国：都道府県：市区町村
＝ 4:1:1

マイナ保険証・資格確認書について

4

令和6年12月2日に従来の保険証は廃止となり、発行されなくなりました。

被保険者には、令和8年7月31日まで※、保険証として利用登録をしたマイナンバーカード(マイナ保険証)の有無に関わらず「資格確認書」が交付されます。

これは75歳の誕生日前月中または毎年7月中に交付します。なくさないように大切に保管してください。なくしたり破れたりしたときは再交付できませんので、市(区)町窓口に届け出てください。

医療機関を受診される際には、資格確認書またはマイナ保険証をご提示ください。ただし、マイナ保険証が利用できない医療機関があるため、利用の可否については直接医療機関にお問い合わせください。

後期高齢者医療制度の被保険者となった場合、今まで加入していた医療保険は使えなくなります。

※期間延長される可能性があります。

後期高齢者医療制度について

限度区分の併記について

令和6年12月2日に被保険者証が廃止されたことに伴い、限度額適用・標準負担額認定証(減額認定証)および限度額適用認定証(限度額認定証)も廃止となります。

現在は、資格確認書に限度区分を併記することが可能です。この併記には申請が必要ですが、お住まいの市(区)役所または町役場の担当窓口で併記申請を行ってください。

すでに資格確認書に限度区分の併記がある人や、過去に減額認定証および限度額認定証の申請をされたことがある人については、自動的に区分が併記された資格確認書が交付されますので、申請の必要はありません。

注意

- 交付されたら記載内容を確認してください。間違いがあれば届け出てください。
- 他人との貸し借りは絶対にしないでください。法律により罰せられます。
- コピー及び有効期限を過ぎた資格確認書は使用できません。

■ マイナンバーカードに関するお問い合わせは
マイナンバー総合フリーダイヤル
電話 0120-95-0178 (9:30 ~ 20:00 (土日祝は 17:30))

後期高齢者医療資格確認書	
有効期限 令和 年 月 日	
交付年月日 令和 年 月 日	
被保険者番号	
住所	
氏名	
生年月日	
資格取得年月日	
資格喪失年月日	
限度区分	
限度額適用認定証の有効期限	
減額認定証の有効期限	
マイナ保険証の有効期限	
被保険者番号 が記載されたマイナ保険証 者の本姓及び印	
静岡県後期高齢者医療広域連合	
公印	

■ 保険証の大きさは、たて128ミリ、よこ91ミリです。
■ 資格確認書の色は毎年変わり、令和8年7月31日までは橙色です。

5

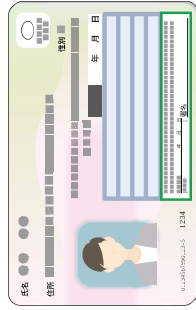
後期高齢者医療制度について

臓器提供意思表示欄について

臓器移植に関する法律の改正により、「臓器提供意思表示欄」が設けられており、年齢や健康状態にかかわらず、どなたでも意思表示ができます。

この意思表示は、強制ではありません。

マイナンバーカードの意思表示欄はここ！



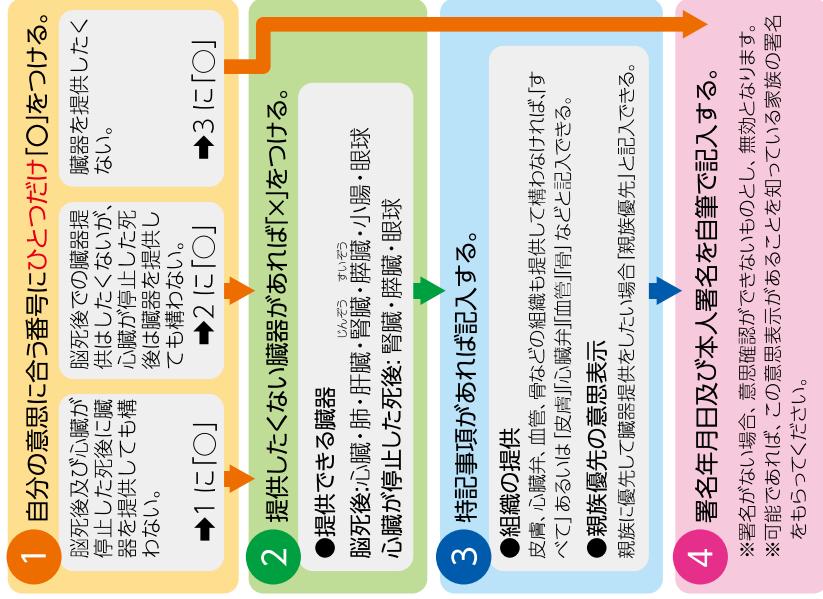
マイナンバーカード 表

グリーンリボン
は
移植医療の
シンボルです。

臓器提供意思表示欄の記入方法

備 考	
1 意思の選択	※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示させることができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。 1 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供します。 2 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。 3 私は、臓器を提供しません。 （1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。）
2 提供したくない臓器の選択	特記欄： [心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球]
3 特記欄への記載	署名年月日： 年 月 日
4 署名など	本人署名（自筆）： 家族署名（自筆）：

※各項目の説明は次ページをご覧ください。
※意思表示した内容について、医療機関等に知られたくないという人は、「意思表示欄保護シール」をご使用ください。
※「意思表示欄保護シール」は、お住まいの市（区）町の担当窓口にあります。



親族への優先提供について

親族への臓器の優先提供をすることがありますが、以下の3つの要件をすべて満たす必要があります。

- 本人が臓器を提供する意思表示に併せて、親族への優先提供の意思を書面により表示している。
- 臓器提供の際、親族（配偶者^(※1)、子ども^(※2)、父母^(※2)）が移植希望登録をしている。
- 医学的な条件（適合条件）を満たしている。

（※1）婚姻届を出している人。いわゆる事実婚の人は含みません。
 （※2）実の親子のほか、特別養子縁組による養子及び養父母を含みます。

■臓器提供に関するご質問お問い合わせは

（公社）日本臓器移植ネットワーク
 電話 0120-78-1069（平日 9:00～17:30）
 ホームページ <https://www.jotnw.or.jp>

お医者さんにかかるとき

医療費の自己負担額の割合

お医者さんにかかるときは、資格確認書またはマイナ保険証の提示により、医療費の自己負担額が1割・2割・3割のいずれかになります。

※医療費の自己負担割合は下の所得区分によって決まります。

所得の区分	自己負担割合	所得の基準
現役並みⅢ	3割	住民税の課税所得金額が690万円以上(※2)の被保険者とその世帯員
現役並みⅡ		住民税の課税所得金額が380万円以上(※2)の被保険者とその世帯員
現役並みⅠ		住民税の課税所得金額が145万円以上(※2)の被保険者とその世帯員
一般Ⅱ	2割	〈世帯内の被保険者が1名の場合〉 住民税課税所得金額が28万円以上(※2)で、1年金収入+その他の合計所得金額(※1)が200万円以上の被保険者
一般Ⅰ	1割	〈世帯内の被保険者が2名以上いる場合〉 住民税課税所得金額が28万円以上(※2)で、世帯内の被保険者の「年金収入+その他の合計所得金額(※1)」が320万円以上の被保険者とその世帯員
低所得者Ⅱ		他の所得区分に該当しない世帯 世帯全員が住民税非課税の被保険者(低所得者Ⅰ以外)
低所得者Ⅰ		世帯全員が住民税非課税で、世帯全員の所得(年金収入は控除額806,700円、給与収入は給与控除後さらに10万円を控除して計算)が0円となる被保険者

(※1) その他の合計所得金額は、給与所得は給与所得控除後さらに10万円を控除した金額で計算します。

(※2) 令和6年12月31日時点で世帯主であって、同一世帯に下記の人(合計所得金額(給与所得は含まれている場合は、給与所得については10万円を控除した金額(0円を下回る場合には0円とする)によるものとする)が38万円以下の人に限る。)が存在する被保険者については、住民税の課税所得金額からそれぞれの金額を控除した金額が対象となります。

- ・ 0～15歳の人が存在する場合… 0～15歳の1人につき33万円
- ・ 16～18歳の人が存在する場合… 16～18歳の1人につき12万円

例: 同一世帯内に10歳の人が1人、15歳の人が1人、18歳の人が1人いた場合に控除される額 33万円×2人+12万円×1人=78万円

「3割負担」と判定された場合でも、被保険者令和6年収入合計額が、下記を満たす場合、市(区)町の担当窓口で申請することで「1割または2割負担」となります。

同じ世帯にいる被保険者の人数が

- 1人のみで383万円未満の場合
- 2人以上で520万円未満の場合
- 1人のみで383万円以上であって世帯内に70歳以上75歳未満の人がいる場合、その人の収入もきめ520万円未満となる場合

8

お医者さんにかかるとき

表を大きくして、
9 ページ目も使用する

9

お医者さんにかかるとき

窓口負担割合が2割となる人には負担を抑える配慮措置があります

- ・ 令和4年10月1日の施行後3年間(令和7年9月30日まで)は、2割負担となる人について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。

※同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱いとなります。
そうでない場合は、1か月の負担増を 3,000 円までに抑えるための差額を払い戻します。

- ・ 配慮措置が適用され払い戻しとなる人は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例: 1 か月の医療費全体額が 50,000 円の場合

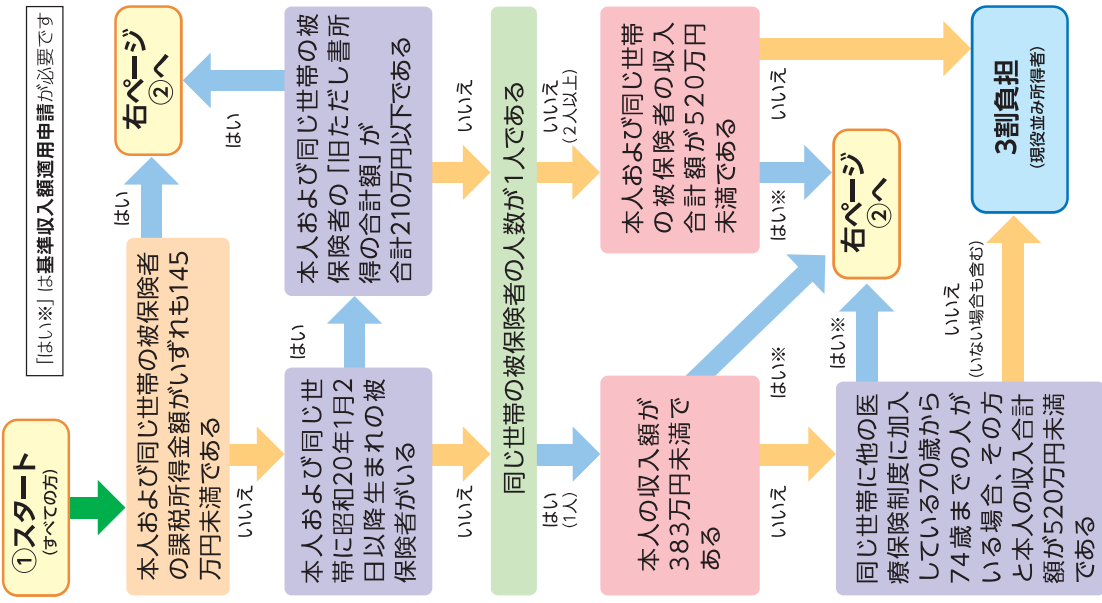
窓口負担割合 1 割のとき①	5,000 円
窓口負担割合 2 割のとき②	10,000 円
負担増③ (②－①)	5,000 円
窓口負担増の上限④	3,000 円
払い戻し等 (③－④)	2,000 円
実質負担額	8,000 円

配慮措置

1 か月 5,000 円の負担増を 3,000 円までに抑えます。

自己負担割合の判定の流れ

自己負担割合は、①「3割負担に該当するか」を判定した後、②「1割負担または2割負担のどちらになるか」を判定します。

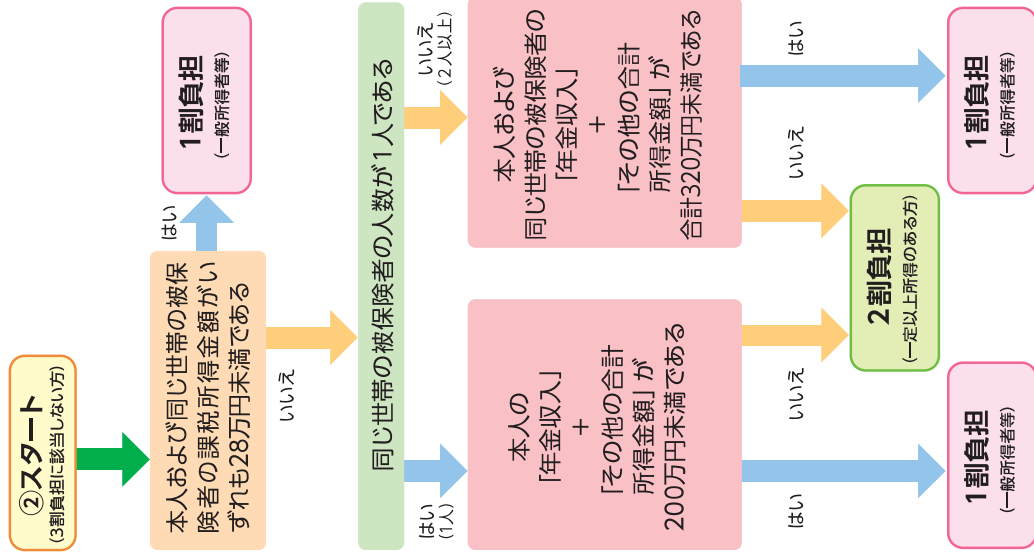


10

お医者さんにかかるとき

11

お医者さんにかかるとき



- ・住民税非課税世帯の人は、1割負担となります。
- ・被保険者とは、後期高齢者医療制度の被保険者です。
- ・令和7年8月から翌年7月までの自己負担割合は、令和7年度住民税の課税所得（令和6年中の所得）金額によって判定します。
- ・旧ただし書所得とは、前年の総所得金額等から43万円を控除した額です。

入院時の食事代等

入院したときの食事代等は、入院した人の世帯の所得区分によって負担額（標準負担額）が決まります。**低所得者Ⅱ・Ⅰの人がオンライン資格確認に対応していない医療機関に入院する場合、13 ページ「注意」のとおり、申請が必要です。**

入院時の食事に係る標準負担額

所得の区分		標準負担割合
現役並みⅢ・Ⅱ・Ⅰ	一般Ⅱ・Ⅰ	510 円
低所得者Ⅰ、低所得者Ⅱに該当しない 指定難病患者等（※1）		300 円
低所得者Ⅱ	90 日までの入院	240 円
	90 日を超える入院（※2）	190 円
低所得者Ⅰ		110 円

療養病床に入院する場合

療養病床に入院する人は、食事代の他に居住費が必要になります。

食費・居住費の標準負担額

所得の区分	医療の必要性の低い人(A)		医療の必要性の高い人(B)		指定難病患者(C)	
	食費(1食) 生活給付 (Ⅰ)510 円 生活給付 (Ⅱ)470 円	居住費(1日)	食費(1食) 生活給付 (Ⅰ)510 円 生活給付 (Ⅱ)470 円	居住費(1日)	食費(1食)	居住費(1日)
現役並み Ⅲ・Ⅱ・Ⅰ	370 円		370 円		300 円	0 円
低所得者Ⅱ	240 円	370 円	240 円	370 円	240 円	0 円
低所得者Ⅰ	140 円	370 円	110 円	370 円	110 円	0 円
高齢福祉年金受給者 境界難病患者	110 円	0 円	110 円	0 円	110 円	0 円

(※1) 平成28年4月1日において、既に1年を超えて精神病床に入院している患者は260円です。(平成28年4月1日以後、合併症等により同日内に他病院への転院・他病床への移動をした場合も対象になります。)

(※2) 過去12か月間で、低所得者Ⅱの期間に90日を超える入院をした場合は、マイナ保険証の有無にかかわらず、長期入院の該当になるためには申請が必要です。

申請をしなければ190円には減額されませんので、入院日数が90日を超えたら早めに手続きをしてください。長期該当は申請日が属する月の翌月から適用となります。

注 意

低所得Ⅱ・Ⅰに該当する人は資格確認書の併記申請が必要です。

マイナ保険証をご利用の場合、申請の必要はありません。オンライン資格確認に対応していない医療機関において所得区分が「低所得者Ⅱ」、「低所得者Ⅰ」に該当する人が、入院時食事代等の標準負担額の減額を受ける場合、限度区分が記載された資格確認書を提示することで、入院時食事代等の標準負担額の減額を受けることができます。併記されていないと標準負担額が減額されません。

該当する人は、市(区)町の担当窓口へ限度区分が記載された資格確認書の交付を申請してください。

医療機関がオンライン資格確認に対応しておらず、やむを得ない事情で限度区分の提示ができなかったため、通常の費用を支払った場合は、差額の申請をして認められると減額された標準負担額との差額が支給されます。

「所得区分に関しては、P.8 を参照してください。」

あとから費用が支給される場合

次のような場合で、医療費の全額を支払ったときは、お住まいの市(区)町の担当窓口申請して認められると、支払った費用の一部が支給されます。

- 1 急病などのやむを得ない理由で資格確認書を提示せずに診療を受けたとき
- 2 海外で診療を受けたとき(診療目的の渡航は対象外。ただし、臓器移植の一部を除く。)
- 3 医師が必要と認めた、コルセットなどの治療用装具を購入したとき

※保険給付を受ける権利は、2年を経過したとき時効によって消滅します。

医療費が高額になったとき… 高額療養費制度

同じ月に受診した病院や薬局等に支払った自己負担額が一定の金額（「自己負担限度額」といいます。）を上回った場合は、申請により自己負担限度額を超えた分を『高額療養費』として支給します。

自己負担限度額は世帯の所得区分により7種類に分かれており、さらに「外来のみ」の場合と「外来+入院」の場合に分かれています。「外来のみ」は被保険者ごと、「外来+入院」は同じ世帯ごとに計算します。

初めて高額療養費の対象になった人には、お住まいの市（区）町から申請書が送付されますので、市（区）町の担当窓口へ申請してください。

一度申請されると、それからは高額療養費の対象になるごとに、申請時に登録された口座へ支給します。

自己負担限度額（月額）【表A】

所得の区分	自己負担割合	自己負担限度額（月額）	
		外来のみ（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並みⅢ	3割	252,600円+（医療費－842,000円）×1%（140,100円）	
現役並みⅡ		167,400円+（医療費－558,000円）×1%（93,000円）	
現役並みⅠ		80,100円+（医療費－267,000円）×1%（44,400円）	
一般Ⅱ	2割	18,000円（年間上限額144,000円）	57,600円（44,400円）
一般Ⅰ		18,000円（年間上限額144,000円）	57,600円（44,400円）
低所得者Ⅱ	1割	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		8,000円	15,000円

（※1）令和7年10月1日以降は、18,000円が自己負担限度額となります。

※過去12か月以内に「外来+入院」の自己負担限度額を超えた分の支給が4回以上あった場合、4回目以降は限度額が（ ）内の金額となります。

※年間上限額は、8月1日から翌年7月31日までの1年間の上限額です。

●同じ月に一つの病院または薬局などの窓口で支払う自己負担額は、外来・入院それぞれで【表A】の自己負担限度額が上限になります（入院は「外来+入院」の限度額までになります）。

●オンライン資格確認に対応していない医療機関において低所得者Ⅱ・Ⅰまたは現役並みⅡ・Ⅰの人が受診の際に上記の区分の請求になるためにはマイナ保険証をお持ちの人はスマートフォン等で「マイナポータル」の健康保険証情報（印刷可）、「マイナ保険証」をお持ちでない人は「限度区分が併記された資格確認書」の提示が必要になります。マイナポータルについては厚生労働省のホームページをご確認ください。「限度区分が併記された資格確認書」をお持ちでない人は、市（区）町の担当窓口に交付申請をしてください。

●医療機関で区分の確認ができない場合、医療機関での支払い額が自己負担限度額を超えて高額になる場合があります。（ただし、その場合でも、自己負担限度額を超えて支払われた額を後日払い戻すよう申請することができます。）

高額療養費の計算のしかた

- 同じ世帯内に後期高齢者医療制度の被保険者が2人以上いる場合は自己負担額を合算できます。まず、個人ごとに外来の自己負担限度額を適用し、高額療養費を算出します。次に、外来と入院の自己負担額を世帯で合算し、世帯単位の自己負担限度額を適用し高額療養費を算出します。
- 入院時の食事代や保険がきかない差額ベッド料などは支給の対象外です。

また、月の途中で75歳になり、後期高齢者医療制度の被保険者になった人は、その月のみ自己負担限度額が以下のとおりとなります。

75歳になった月の自己負担限度額（本人のみ・月額）【表B】

所得の区分	自己負担割合	自己負担限度額（月額）	
		外来のみ	外来+入院
現役並みⅢ	3割	126,300円+（医療費－421,000円）×1%	
現役並みⅡ		83,700円+（医療費－279,000円）×1%	
現役並みⅠ		40,050円+（医療費－133,500円）×1%	
一般Ⅱ	2割	9,000円（ただし、令和7年10月1日以降は、18,000円が自己負担限度額となります。）	28,800円
一般Ⅰ		9,000円	28,800円
低所得者Ⅱ	1割	4,000円	12,300円
低所得者Ⅰ		4,000円	7,500円

（※1）令和7年10月1日以降は、9,000円が自己負担限度額となります。

【所得区分に関しては、P.8を参照してください。】

- ほかの被保険者と合算する場合は、【表B】で本人分の高額療養費を計算し、その後ではかの被保険者を含めて【表A】の「外来+入院」を計算します。
- 1日生まれの人、誕生月に加入している制度が後期高齢者医療制度のみで、【表B】の対象ではありません（【表A】で計算します）。
- 障害認定により、後期高齢者医療の被保険者になった人は、75歳になった月の自己負担限度額【表B】の適用の対象にはなりません。

特定疾病の場合

厚生労働省が指定する特定疾病（人工透析を実施している慢性腎不全、先天性血液凝固因子障害の一部、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症）に関する診療を受ける場合は、同一の保険医療機関ごとに1か月に1回、自己負担額が入院・外来ともに10,000円までになります。（低所得者Ⅱ・Ⅰの人については、外来は8,000円までになります。）ただしオンライン資格確認に対応していない医療機関で受診した場合、「マイナ保険証」と資格情報のお知らせ及び特定疾病療養受療証または「限度区分と特定疾病が併記された資格確認書」が必要となります。（P.14参照）

※「特定疾病療養受療証」等が必要になりますので、市（区）町の担当窓口に交付申請をしてください。

はり・きゅう、あんま・マッサージにかかるとき

保険医の診察を受け、治療上施術が必要で、同意書又は診断書が交付された場合、保険を適用することができず。なお、施術を継続して受ける場合も、定期的に医師の診察と再同意が必要です。

保険の適用となるもの

はり・きゅう

- ◆ 神経痛 ◆ リウマチ ◆ 頸腕症候群
- ◆ 五十肩 ◆ 腰痛症 ◆ 頸椎捻挫後遺症

※疲労回復や慰安目的、疾病予防のための施術は適用されません。

※同一疾病に対して、病院等で医師による治療を受けている場合は対象外です。

あんま・マッサージ

- ◆ 筋麻痺 ◆ 関節拘縮

※疲労回復や慰安目的、疾病予防のための施術は適用されません。

● 施術を受ける場所にご注意ください。

訪問施術料または往療料（自宅等に訪問され施術を受けた際に算定される料金）は、病気やけがが原因で外出が出来ない場合等に限り、保険の対象になります。施術所に通うのが面倒、交通手段が無いなどの理由は保険対象外（自己負担）になりますのでご注意ください。

柔道整復にかかるとき

保険を使って接骨院や整骨院で柔道整復の施術を受ける場合は、要件を満たしたものに限られます。

保険の適用となるもの

- ◆ 打撲・捻挫 ◆ 挫傷（肉離れなど）
- ◆ 骨折・脱臼（緊急時の応急処置以外は医師の同意が必要）

※同一の負傷に対して、病院等で医師による治療を受けている場合は対象外です。（負傷の状態確認のための検査は受けられます）

保険の適用とならないもの

- × 仕事や通勤中に起きた負傷
- × 脳疾患後遺症などの慢性病
- × 単なる肩こりや筋肉疲労
- × 症状が改善しない長期の施術

適正な施術を受けるためには

はり・きゅう、あんま・マッサージ、柔道整復の施術でかかる療養費は、みなさまが納めた保険料等から支払われています。

適正に施術を受けていただくため、以下のことをご確認ください。

- **傷病の原因や症状を施術所に正しく伝えましょう。**
保険の適用とならない費用は、自己負担となります。負傷原因（いつ・どこで・何をして）や病院での治療の状況（処方されている薬）は、施術を受ける前に正確に伝えてください。
- **療養費支給申請書の内容をよく確認して署名しましょう。**
療養費は償還払い（患者が全額を支払った後、保険者に費用を請求すること）が原則ですが、はり・きゅう、あんま・マッサージ、柔道整復については、受領委任（患者が一部負担金を支払った後、施術者等が患者に代わって保険者に費用を請求すること）が認められています。申請書の確認をしないで署名し、実際の施術と申請の内容が異なってしまうと、正しく給付を受けられないことがあります。受領委任で療養費を請求する場合は、申請書に書かれた施術の日数や金額をよく確認してから、署名してください。
- **領収書は必ずもらって保管しましょう。**
施術所に支払った金額は領収書で確認し、保管しておきましょう。領収書は医療費控除を受ける際にも必要になります。
- **長期の施術で症状が改善しないときは、医師の診察を受けましょう。**
柔道整復の施術に長くかかっても症状が改善しない場合は、内科的な要因も考えられますので、病院で医師の診察を受けてください。
- **施術日や施術内容について、照会させていただくことがあります。**

療養費の適正な支出のために、受けた施術の内容をお尋ねすることがあります。領収書等は保管しておき、ご自身で回答できるよう、ご協力お願いします。

高額介護 合算療養費

18

お医者さんにかかるとき

その他の給付

●葬祭費

被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に対し、申請に基づき5万円が支給されます。

●移送費

移動が困難で、緊急的に、やむを得ず、医師の指示により転院などの移送に費用がかかり、広域連合が必要と認めた場合は移送費が支給されます。

※リハビリテーション、検査目的、本人の希望・家族の都合とみられるもの、自宅からの移送、退院時の移送、通常のタクシーを使用した場合などは対象外です。

●自己負担額の減免

災害等の特別な事情により、一時的に自己負担額の支払いが困難な場合、申請により自己負担額が減免、徴収猶予される場合があります。

※希望される場合は、お住まいの市(区)町の担当窓口へご相談ください。

交通事故など第三者の行為によってけがをしたとき

交通事故や他家の飼い犬にかまれたときなど第三者の行為によってけがをした場合でも、後期高齢者医療制度で治療することができます。

この場合、後期高齢者医療制度で医療費を立て替え、あとで加害者に費用を請求しますので届出が必要です。

なお、加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまうと、治療に後期高齢者医療制度を使えなくなる場合があります。必ず示談の前にご相談ください。

必ず担当窓口届け出を

マイナ保険証または資格確認書を持って、市(区)町の担当窓口で「第三者行為による傷病届」の手続きについて、ご相談ください。

19

高額介護合算療養費

被保険者の世帯で、後期高齢者医療制度・介護保険制度の両方で自己負担額を支払っており、1年間(毎年8月1日から翌年7月31日まで)の自己負担額の合計が下表の限度額より500円を超える場合、申請により高額介護合算療養費が後日支給されます。

- 高額療養費が支給されている場合は、自己負担額から差し引いて計算します。
- 同じ世帯の人であっても後期高齢者医療制度の被保険者以外の人の自己負担額は合算されません。

高額介護合算療養費の自己負担限度額(年額)

所得の区分	自己負担割合	後期高齢者医療制度 + 介護保険の自己負担限度額(年額)
現役並みⅢ		212万円
現役並みⅡ	3割	141万円
現役並みⅠ		67万円
一般Ⅱ	2割	56万円
一般Ⅰ		56万円
低所得者Ⅱ	1割	31万円
低所得者Ⅰ		19万円

[所得区分に関しては、P.8を参照してください。]

健康診査(健診)について

後期高齢者医療制度の被保険者を対象に、疾病を早期に見出し、必要に応じて治療を受けていただくために各市町が年1回実施しています。実施方法や期間は市町によって異なりますので、詳細については、市(区)町の担当窓口におたずねください。

別紙1 差替

健康診査の基本項目

項目	内容
問診	健康状態、生活習慣、自覚症状等
理学的検査	身体診察
身体計測	身長、体重、BMI(肥満度)
血圧測定	収縮期血圧、拡張期血圧
血中脂質検査	中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール
肝機能検査	AST、ALT、γ-GT
血糖検査	空腹時血糖またはHbA1c、やむを得ない場合は随時血糖
尿検査	尿糖、尿蛋白

※腹囲の測定を除き、40歳から74歳までの内臓脂肪症候群対策を目的とする特定健康診査の基本項目と同じです。なお、お住まいの市町が独自に行う他の検査項目(腎機能検査、貧血検査、心電図検査等)を受診できる場合があります。

自己負担金

健康診査の費用のうち500円は自己負担となります。ただし、お住まいの市町によっては自己負担金額が異なる場合があります。

次の人は、健康診査を受ける必要はありません

- 病院又は診療所に6か月以上継続して入院している人
 - 障害者支援施設や老人ホーム、介護施設に入所している人
 - 勤務先の事業者健診を受診した(する)人(※)
 - 刑事施設、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されている人(※)
- (※)労働基準法に基づく事業者健診、その他の法律の規定に基づく健診を受診している人も同様となります。

歯科健診について

歯・歯肉状態や口腔の衛生状態を確認し、口腔機能低下と、肺炎等の疾病を予防する目的として実施しています。

対象者

4月1日時点で75歳及び80歳の後期高齢者医療制度の被保険者

※対象者へ受診券、健診実施機関一覧表を8月下旬に送付予定です。

実施期間

9月～2月(予定)

自己負担金

無料

別紙2 差替

※ただし、歯科健診後、治療を行った場合は別途費用が必要となります。

医療機関の適正受診について

近年、軽い症状にも関わらず休日や夜間に病院の救急外来を訪れる「コンビニ受診」が増え、緊急性の高い重症の患者さんの治療に支障をきたすケースも発生しています。

必要な人が安心して医療を受けられるように、医療機関の適正受診を心掛けましょう。

- 休日・夜間に医療機関を受診しようとする際には、平日の診療時間内に受診できないか、今一度考えてみましょう。
- 同じ病気で複数の医者さんに同時期にかかる、重複する検査や投薬により、かえって体に悪影響を及ぼすおそれがあります。
- 信頼できる「かかりつけ医」を持ち、気になることがあれば、「かかりつけ医」に相談しましょう。

別紙3 差替

保険料について

後期高齢者医療制度では、対象となる被保険者全員が、保険料を納めます。

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

また、保険料率（均等割額と所得割率）は、各都道府県の広域連合が2年ごとに算定します。

別紙 4 差替

保険料の決めかた

◆年間保険料率など（令和7年度）

所得割率	9.49%
均等割額	47,000 円
賦課限度額	80 万円

◆年間保険料の計算方法（令和7年度）

年間保険料	＝	所得割額	＋	均等割額
		$\left(\begin{array}{l} \text{前年の総所得金} \\ \text{額等} - 43 \text{ 万円} \end{array} \right) \times 9.49\%$	＋	47,000 円
		(旧ただし書所得)		

※保険料（年額）の100円未満の端数は切捨てになります。

※保険料は年度（4月から翌年3月までの12か月）で計算されます。

※年度途中で加入された場合は、加入された月の分から計算されます。

※年間保険料の上限である賦課限度額は80万円です。

金額、割合等未定
1月上旬頃決定予定

保険料の納めかた

年金を受給している人は、法令により年金からの差し引きとなる「特別徴収」での納付が原則となっています。

ただし、次に該当する人は納付書または口座振替による「普通徴収」での納付となります。

- 特別徴収の対象となる年金額が年額 18 万円未満の場合
- 介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、介護保険料が引かれている基礎年金等の額の半分を超える場合
- 介護保険料が普通徴収の場合
- 希望により口座振替に変更した場合

※年度途中で75歳になられたときや、他市町村から転入された場合などは、しばらくの間は普通徴収となります。
※年度途中で保険料額が変更となった場合や他市町村へ転出された場合など、特別徴収から普通徴収へ変更となる場合があります。

特別徴収

年6回の公的年金支給日に保険料が差し引かれます。

仮徴収			
4 月 [1期]	6 月 [2期]	8 月 [3期]	
前年の所得が確定していないため、仮算定された保険料額を納めます。			
本徴収			
10 月 [4期]	12 月 [5期]	2 月 [6期]	

確定した年間保険料額から仮徴収額を差し引いた額を、3 回に分けて納めます。

市（区）町から送付される納付書、または口座振替により保険料を納付します。納付書は、お近くの金融機関等で納めることができます。

口座振替の手続きについては、お住まいの市（区）町までお問い合わせください。

普通徴収

特別徴収から口座振替への変更

保険料の納付は、手続きにより年金からの差し引き（特別徴収）から口座振替（普通徴収）へ変更することができます。

- 口座振替への変更を希望される場合は、お住まいの市（区）町の担当窓口にご相談ください。
- 口座振替への変更手続きの時期によっては、直近の年金受給月からの変更間に合わない場合があります。
- 口座振替に変更した場合、その社会保険料控除は、口座振替により支払った人に適用されます。これにより、世帯全体の所得税や住民税が減額となる場合があります。

国民健康保険などの保険料の口座振替は引き継がれません。（詳しくはお住まいの市（区）町後期高齢者医療担当課へお問い合わせください。）



保険料の軽減措置

所得の低い人や健康保険組合などの被扶養者であった人は、保険料が軽減されます。

所得の低い人の軽減措置

均等割額

世帯の所得にあわせて、次のとおり軽減されます。

なお、均等割額の軽減判定時には保険料がかかる年の1月1日現在で65歳以上の人の公的年金等にかかる所得からは、さらに15万円を控除します。

世帯主及びすべての被保険者の 総所得金額等の合計	軽減の 割合
(43万円+ (給与所得者等の数 [※] -1) × 10万円) 以下のとき	7 割
(43万円+ (給与所得者等の数 [※] -1) ×10万円+ 30.5万円×世帯の被保険者数) 以下のとき	5 割
(43万円+ (給与所得者等の数 [※] -1) ×10万円+ 56万円×世帯の被保険者数) 以下のとき	2 割

※ 給与所得を有する人（給与収入55万円超）または公的年金等に係る所得を有する人（公的年金等の収入金額60万円超（65歳未満）または110万円超（65歳以上））（★）の数
★ 公的年金等に係る特別控除（15万円）後は110万円を125万円となるよう読み替えます。なお、給与に専従者控除のみなし給与や青色事業専従者給与は含まれません。

金額、割合等未定
1月上旬頃決定予定

被扶養者の軽減措置

次に該当する健康保険組合などの被扶養者であった人については、保険料の所得割額はかからず、資格取得日から2年間は均等割額が5割軽減されます。

対象となる人

後期高齢者医療制度の被保険者となった日の前日において、全国健康保険協会(旧政府管掌健康保険)や会社の健康保険組合、公務員の共済組合等、いわゆる「サラリーマン」の健康保険の被扶養者であった人

保険料の減免について

災害に見舞われた場合や失業・事業の不振等により収入が著しく減少した場合など、保険料の納付が著しく困難になった際には、申請により保険料の減免を受けられる場合があります。

申請について

申請期限 普通徴収の人：納期限の7日前まで
特別徴収の人：特別徴収対象年金の支払日の7日前まで

申請先 お住まいの市(区)町の担当窓口

提出書類 所定の申請書
申請理由を証明する書類等



保険料を滞納したとき

災害や病気などの特別の事情がなく保険料の滞納が1年以上続いた場合には、資格確認書を返還してもらい、「特別療養費」用の資格確認書が交付されることになります。

「特別療養費」用の資格確認書でお医者さんにかかるときには、医療費がいったん全額自己負担になります。

このようなことにならないよう、保険料は納期内に納めるようにしてください。

なお、特別な事情により保険料の納付が困難な場合には、市(区)町の担当窓口へお早めにご相談ください。

● お問い合わせ一覧 ●

市(区)町名	担当部署名称	電話番号
静岡市役所	保険年金管理課	054-221-1081
葵区役所	保険年金課	054-221-1070
駿河区役所	保険年金課	054-287-8612
清水区役所	保険年金課	054-354-2208
清水区役所(備前支所)	税・保険年金係	054-385-7780
浜松市役所	国保年金課	053-457-2889
中央福祉事業所	保険年金課(中央区役所内)	053-457-2053
	保険年金課(東行政センター内)	053-424-0183
	保険年金課(西行政センター内)	053-597-1166
	保険年金課(南行政センター内)	053-425-1582
浜名福祉事業所	長寿保険課(浜名区役所内)	053-585-1125
	長寿保険課(北行政センター内)	053-523-2864
天竜福祉事業所	長寿保険課(天竜区役所内)	053-922-0021
沼津市役所	国民健康保険課 高齢者医療係	055-934-4728
熱海市役所	市民生活課 保険年金室	0557-86-6257
三島市役所	保険年金課 高齢者医療係	055-983-2710
富士宮市役所	保険年金課	0544-22-1482
伊東市役所	保険年金課	0557-32-1624
島田市役所	国保年金課 後期高齢者医療・年金係	0547-36-7191
富士市役所	国保年金課 高齢者医療担当	0545-55-2754
磐田市役所	国保年金課	0538-37-4863
焼津市役所	国保年金課	054-626-2164
掛川市役所	国保年金課 後期高齢者医療係	0537-21-1143
藤枝市役所	国保年金課 後期高齢者医療係	054-643-3307

28

お問い合わせ一覧

29

お問い合わせ一覧

市(区)町名	担当部署名称	電話番号
御殿場市役所	国保年金課	0550-82-4188
袋井市役所	保険課 保険給付係	0538-44-3191
下田市役所	市民保健課	0558-22-3922
裾野市役所	国保年金課	055-995-1813
湖西市役所	保険年金課 後期高齢者医療係	053-576-4530
伊豆市役所	市民課	0558-72-9856
御前崎市役所	市民課 国保年金室	0537-85-1171
菊川市役所	市民課	0537-35-0915
伊豆の国市役所	国保年金課	055-948-2905
牧之原市役所	国保年金課	0548-23-0023
東伊豆町役場	健康づくり課 国民保険係	0557-95-6304
河津町役場	健康増進課 保険年金係	0558-34-1937
南伊豆町役場	健康増進課 国民健康保険係	0558-62-6255
松崎町役場	健康福祉課 保険年金係	0558-42-3966
西伊豆町役場	健康福祉課 医療保険係	0558-52-1116
函南町役場	住民課 国保年金係	055-979-8111
清水町役場	住民課 国民健康保険係	055-981-8209
長泉町役場	福祉保険課 保険年金チーム	055-989-5513
小山町役場	住民課	0550-76-6100
吉田町役場	町民課	0548-33-2103
川根本町役場	税務住民課 戸籍住民室	0547-56-2222
森町役場	住民生活課 国保年金係	0538-85-6313
静岡県後期高齢者医療広域連合		054-270-5520(代表)
〒420-0851		
静岡市葵区黒金町59番地の7 ニッセイ静岡駅前ビル3階		
資格、保険料について:054-270-5528		
医療給付について:054-270-5530		

こんなときは必ず届け出を

こんなとき	届け出に必要なもの
県外へ転出するとき	マイナ保険証・ 資格確認書等 本人確認書類
県外から転入したとき	負担区分証明書等 本人確認書類
静岡県内で住所が 変わったとき	マイナ保険証・ 資格確認書等 本人確認書類
死亡したとき [葬祭費については P.18 を参照]	死亡した人の マイナ保険証・ 資格確認書等
一定の障がいがある 65 歳以上 75 歳未満の人が 後期高齢者医療制度の 被保険者としての認定を 受けようとするとき	これまでお使いの マイナ保険証・ 資格確認書等 国民年金証書 身体障害者手帳等 [詳しくは P.2 を参照] 本人確認書類
一定の障がいがあり、後 期高齢者医療制度の被保 険者としての認定を受け た 65 歳以上 75 歳未満の 人が、申請を撤回するとき	マイナ保険証・ 資格確認書等 本人確認書類
生活保護を受けるように なったとき	マイナ保険証・ 資格確認書等 本人確認書類

※他に必要なものについては、事前にお住まいの市(区)町の担当窓口にご確認ください。

※「特定疾病療養受療証」が交付されている場合は、資格確認書等と一緒に提出してください。



環境に配慮し、大豆インキを使用しています。
禁無断転載

小冊子 20 ページ

後期高齢者医療制度の被保険者を対象に、疾病を早期に発見し、必要に応じて治療を受けていただくために各市町が年 1 回実施しています。実施方法や期間は市町によって異なりますので、詳細については、市(区)町の担当窓口におたずねください。

マイナポータル上では、健診結果が閲覧できます。なお、データの登録状況及び時期は、お住いの市(区)町により異なります。

小冊子 21 ページ上段

歯・歯肉状態や口腔の衛生状態を確認し、
口腔機能低下と、肺炎等の疾病を予防する目
的として実施しています。

対象者

4月1日時点で75歳及び80歳の後期高齢者医療制
度の被保険者

※対象者へ受診券、健診実施機関一覧表を8月末に送付予定です。

実施機関

9月～2月(予定)

自己負担金

無料

※ただし、歯科健診後、治療を行った場合は別途費用が必要になります。

- 歯や口腔の健康は全身の健康に影響します。かかり
つけ歯科医を持ち、健診後も定期的に歯科受診をし
ましょう。

小冊子 21 ページ下段

近年、軽い症状にも関わらず休日や夜間に病院の救急外来を訪れる「コンビニ受診」が増え、緊急性の高い重症の患者さんの治療に支障をきたすケースも発生しています。

必要な人が安心して医療を受けられるように、医療機関の適正受診を心掛けましょう。

- 休日・夜間に医療機関を受診しようとする際には、平日の診療時間内に受診できないか、今一度考えてみましょう。
- 同じ病気で複数のお医者さんに同時期にかけると、重複する検査や投薬により、かえって体に悪影響を及ぼすおそれがあります。
- 信頼できる「かかりつけ医」を持ち、気になることがあれば、「かかりつけ医」に相談しましょう。

1年に1回、医療費のお知らせを送付しています。この通知は1か月間にかかった医療費を医療機関ごとにまとめてお知らせするものです。ご自身の健康に対する意識を高め、健康管理に役立てましょう。

医療分と子ども・子育て支援金分（以下「子ども分」）それぞれの、

保険料について

後期高齢者医療制度では、対象となる被保険者全員が、保険料を納めます。

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

また、保険料率（均等割額と所得割率）は、各都道府県の広域連合が2年ごとに算定します。

22

保険料について

保険料の決めかた

◆年間保険料率など（令和7年度）

所得割率	9.49%
均等割額	47,000 円
賦課限度額	80 万円

変更

金額、割合等未定

1月上旬頃決定予定

	医療分	子ども分
所得割率	%	%
均等割額	円	円
賦課限度額	万円	円

（配色はもとの表と同様にする）

◆年間保険料の計算方法（令和7年度）

	所得割額	均等割額
年間保険料	$\left(\frac{\text{前年の総所得金}}{\text{額等}-43 \text{ 万円}} \right) \times 9.49\%$ (旧ただし書所得) %	$+ 47,000 \text{ 円}$ 円

※保険料（年額）の100円未満の端数は切捨てになります。

※保険料は年度（4月から翌年3月までの12か月）で計算されます。

※年度途中で加入された場合は、加入された月の分から計算されます。

※年間保険料の上限である賦課限度額は80万円です。

※所得割率と均等割額は上段が医療分、下段が子ども分です。

医療分と子ども分の合計額が年間保険料になります。

追加

令和8年4月分保険料より「子ども・子育て支援金」がはじまります

・子ども・子育て支援金制度は、子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。

・支援金は子育て支援の取組に充てられます。

※制度についての詳細は子ども家庭庁のホームページをご確認ください。

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodateshienkin>